

平成 2 2 年第 4 回那珂川町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 2 年 6 月 9 日 (水曜日) 午前 1 0 時開議

- | | | | |
|---------|---------|---|-----------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 平成 2 1 年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 平成 2 1 年度那珂川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 平成 2 1 年度那珂川町水道事業会計予算繰越報告について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 人権擁護委員の推薦意見について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 那珂川町水道料金等審議会条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 | 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 | 那珂川町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 号 | 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 号 | 平成 2 2 年度那珂川町一般会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 1 2 | 発委第 1 号 | 議員の派遣について | (委員長提出) |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	阿久津武之君
11番	橋本操君	12番	鈴木和江君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	川上要一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	益子実君
ケーブル テレビ放送 センター室長	郡司正幸君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	阿久津実君	健康福祉課長	小室定子君
建設課長	塚原富太君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	手塚孝則君	環境総合推進 室長	星康美君
学校教育課長	荒井和夫君	生涯学習課長	藤田悦男君
農業委員会 事務局長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	橋本民夫
書記	岩村照恵	書記	北條清

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

報告第1号及び報告第2号の報告

議長（川上要一君） 日程第1、報告第1号 平成21年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第2、報告第2号 平成21年度那珂川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については、関連がありますので一括議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました報告第1号 平成21年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第2号 平成21年度那珂川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

平成21年度の繰越明許費については、去る3月定例会において繰越明許費として議決いただいたものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものであります。

まず、報告第1号の一般会計につきましては、繰り越しの大部分は昨年度、国において実施されました緊急経済対策補正予算によるものであります。町有財産管理費を初め、14事業

について繰り越しがなされ、これらの合計は4億7,708万2,000円となりました。財源の内訳は、既収入特定財源の550万円は地域振興基金繰入金で、既に21年度において繰り入れが行われたもので、未収入特定財源のうち、国・県支出金は3億7,103万1,000円、地方債は6,500万円、一般財源が3,555万1,000円となりました。

次に、報告第2号の簡易水道事業特別会計につきましては、配水管布設等工事費及び原水浄水施設等工事の2事業について繰り越しがなされ、これらの合計は3,500万円となりました。財源の内訳は、一般会計繰入金が3,260万円、一般財源が240万円となりました。

以上、繰越明許費繰越計算書の報告といたします。

議長（川上要一君） 以上で、報告第1号及び報告第2号の報告を終わります。

報告第3号の報告

議長（川上要一君） 日程第3、報告第3号 平成21年度那珂川町水道事業会計予算繰越報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました報告第3号 平成21年度那珂川町水道事業会計予算繰越の報告について、説明申し上げます。

水道事業会計の予算繰り越しについては、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、建設改良費を平成22年度に繰り越して使用するもので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

事業につきましては、東部地区簡易水道の配水管布設替工事及び国道改良工事に伴う配水管添架工事の繰り越しであり、事業費合計は1,770万円でございます。

内容については、担当課長から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（手塚孝則君） それでは補足説明を申し上げます。

水道事業会計は、地方自治法に基づく一般会計や特別会計とは異なり、地方公営企業法による公営企業会計の経理事務を行うものでございます。地方公営企業法第26条では、地方自

治法に基づく繰越明許の規定はなく、水道事業者が専決処分を行い、町へ報告し、町は議会へ報告することが規定されております。

今回報告する繰り越し事業は、東部地区簡易水道事業の2件でございます。1件は大山田地内の配水管布設がえ工事費1,500万円で、財源として特別交付金1,300万円を充てる事業でございます。2件目は盛泉地内、国道461号大黒橋配水管添架工事の一部繰り越しでございます。工事請負契約額730万8,000円のうち、県が実施する橋梁工事が繰り越されたことに伴い、一部工事費270万円を繰り越すものでございます。詳細は予算繰り越し計算書をごらんいただきたいと存じます。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

報告第4号の報告

議長（川上要一君） 日程第4、報告第4号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました報告第4号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について、ご説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

株式会社まほろばおがわは、平成13年に設立され、翌年4月にまほろばの湯湯親館がオープンして以来、今年で第9期の決算を迎えることになりました。

経営状況の概要を申し上げますと、第9期は入館者13万7,646人で売上高1億1,341万6,201円、当期純利益は306万8,087円となりました。

町といたしましては、今後とも株式会社まほろばおがわと協力の上、町民の健康づくり、福祉の向上に努力してまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細については、担当課長から説明をさせます。

議長（川上要一君） 商工観光課長。

商工観光課長（高野麻男君） 補足説明いたします。

第9期決算報告並びに第10期事業計画の2ページをごらんください。

第9期株式会社まほろばおがわの経営概況を申し上げますと、主要な事業内容は、温泉施設及び宿泊施設、飲食店、食料品店、物産品店などの経営、不動産の管理業務、前項に附帯する一切の業務などを行っているものであります。

次に、株式会社まほろばおがわの経営状況について、5ページの貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部、合計額は1億787万3,320円です。負債の部、合計額1,033万2,579円、純資産の部、合計額9,754万741円で、負債、純資産の部、合計額は1億787万3,320円となります。

次に、6ページの損益計算書について申し上げますと、売上高は1億1,341万6,201円で、うち入場料は5,156万4,400円で、これから売上原価2,345万28円、販売費及び一般管理費8,775万2,894円を差し引いた営業利益は221万3,283円となりました。

営業外収益の106万4,304円を加え、経常利益327万7,587円となり、法人税、住民税及び事業税20万9,500円を差し引くと306万8,087円の当期純利益となりました。

7ページは、販売費及び一般管理費の内訳であります。人件費4,382万1,212円、経費4,393万1,678円の合計8,775万2,890円です。

8ページに移ります。8ページは、株主資本等変動計算書の内訳でありますのでごらんください。

次に、12ページ。第10期株式会社まほろばおがわの事業計画書のとおりであります。

2の事業計画で、(1)の年間入場者目標は14万人であります。

14ページからの収支計画については、総売上高1億1,311万円を見込んでおります。

15ページは、売上原価、販売費及び一般管理費に要する費用になります。また、右欄、最後の項になりますが、123万7,000円の当期利益を見込んでおります。

なお、2ページに戻りまして、前代表取締役川崎和郎氏の辞任に伴い、12月4日の取締役

会において佐藤佳正副町長が代表取締役役に就任にいたしました。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第4号の報告を終わります。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第5、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

今回、人権擁護委員として推薦いたします長山宣弘氏は、平成22年9月30日で退任されます岡 豊子氏の後任でございます。

長山宣弘氏につきましては、福祉問題に造詣が深く、更生保護事業にも大変熱心に取り組み、地域におきましても人望も厚く、人格、識見ともに申し分のない方でございます。今回、議会の意見をいただき、法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱することになっております。

なお、現在当町における人権擁護委員の方々をご紹介申し上げますと、大金 進氏、高林和男氏、長谷川久夫氏、薄井忠恵氏、高田 敬氏、堀江喜代美氏、今回お願いいたします長山宣弘氏の7名でございます。

ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第6、議案第2号 那珂川町水道料金等審議会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町水道料金等審議会条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

水道料金、簡易水道料金、下水道使用料及び農業集落排水使用料につきましては、合併以前の料金体系を現在も維持している状態でございます。水道料金等につきましては、合併後速やかに料金を統一することが合併への協定事項であり、また平成21年度厚生労働大臣あて

に提出した簡易水道事業統合計画の中においても、平成28年度までに料金の統一を図ることが条件とされております。今後、水道料金、下水道使用料等のあり方を検討する上で、受益者等多方面からのご意見を伺っていく必要があることから、那珂川町水道料金等審議会条例を制定するものでございます。

条例の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（手塚孝則君） それでは、水道料金等審議会条例の制定についての補足説明を申し上げます。

条例案の内容であります、第1条は設置でありまして、水道料金、簡易水道料金、下水道使用料及び農業集落排水使用料に関する必要な調査及び審議をするため、審議会を設置するものであります。

第2条は組織で、使用者及び受益者の代表、識見を有する者、町議会の議員のうちから委員20名内をもって組織するものであります。

第3条は委員の任期、第4条は会長及び副会長に関する事、第5条は会議要件に関する事、第6条は審議会の庶務に関する事、第7条は町長の委任に関する事について定めるものであります。

なお、附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町水道料金等審議会条例の制定については、原案のとおり決すること

に異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第7、議案第3号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本年6月30日に施行されます地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例について、所要の改正をするものでございます。

改正内容の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 補足説明申し上げます。

今回の改正は、上位法令の改正に基づくものでありまして、全国的な少子化の進行等を踏まえ、労働者が就業しつつ子の養育や家族の介護を行うための環境を整備しながら、雇用の継続を図ることが一層重要となっていることにかんがみ、3歳までの子を養育する労働者に対する育児休業制度等の見直しのため、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が6月30日に施行されることに伴い、関係法令である地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、育児休業を取得しやすくされました。

これに伴い、町の関係条例においても育児短時間勤務職員の早出、遅出の勤務や時間外勤務の制限を緩和するものであります。改正の内容は上位法令や関係条例との整合性のため、文言の整理を行うものであります。

また、別表第1の改正のうち、第15項につきましては、第14条に規定する特別休暇に要介護状態にある家族の介護を行う場合、短期の介護休暇を取得できるものとするを新設したものであります。

附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第8、議案第4号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど議決をいただきました、那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例と同様に、本年6月30日に施行されます地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、那珂川町職員の育児休業等に関する条例について、所要の改正をするものでございます。

改正内容の詳細については、担当課長から説明申し上げますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） それでは補足説明申し上げます。

今回の改正は、先ほどの国の育児休業制度の見直しによる関係法令の改正により、町の条例を改正するものであります。

参考資料といたしまして、新旧対照表及び主な改正内容を添付しておりますが、主な改正内容で説明いたします。

まず、第1点は、配偶者が育児休業している職員や配偶者が就業していない職員については、今までは育児休業をすることができなかったが、育児休業ができるよう改正するものであります。

第2点目は、子供の出生の日から一定期間、57日間に最初の育児休業をした職員について、特別の事由はない場合でも再度育児休業ができるよう改正するものであります。

第3点目及び第4点目については、配偶者が育児休業をしている職員についても、育児短時間勤務及び部分休業の承認を請求することができる改正であります。

その他については、法律の改正に伴う条文整理であります。

附則は施行日、経過措置を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第9、議案第5号 那珂川町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年11月に議決をいただきました、那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に基づき、所要の改正をするものでございます。

改正内容の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 補足説明申し上げます。

今回の改正内容は、那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正により、時間外勤務代休時間の新設に伴い、町職員団体のための行為の制限の特例に時間外勤務代休時間を加えるものであり、改正によりその代休時間を地方公務員法の規定に基づき、職員が

給与を受けながら職員団体のための業務を行うことができるものであります。

なお、年次有給休暇等を取得の上で活動するものについては、現行条例で特例として認められているものであります。

附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第10、議案第6号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町特別職の職員で非常勤

のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど議決をいただきました、那珂川町水道料金等審議会条例に基づく審議会委員の報酬を規定するため、所要の改正をするものでございます。

改正内容は、審議会委員の報酬を日額5,000円に、旅費については職員と同様とし、日当は支給しない旨定めたものでございます。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第11、議案第7号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の議決についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第7号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

今回の補正予算は、県補助事業の追加認定になったもののほか、デマンド交通システムの試行に係る事業費を計上するものであります。

補正予算の内容を申し上げますと、第1は総務費で、デマンド交通事業費として700万円を計上しました。第2は農林水産業費で、森林整備地域活動支援交付事業費は、大那地地区の山林境界明確化のための事業に対する交付金で1,000万円を計上しました。

これらに要する財源は、県支出金、繰越金、町債を充当いたしました。なお、町債の500万円は、平成22年度から6年間延長されました過疎地域自立促進特別措置法において、過疎対策事業債がソフト事業として充てられることになりましたので、今回、本事業に活用するものであります。

これにより、補正額は歳入歳出それぞれ1,700万円の増となり、補正後の歳入歳出予算の総額は75億1,700万円となりました。

以上、一般会計補正予算について、その要旨を申し上げましたが、内容の詳細については、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをごらんください。

第2表、地方債補正であります。1、追加として地域交通確保事業債は500万円を限度額とするもので、起債の方法は普通貸し付けまたは証券発行、利率は4.0%以内に設定するもので、過疎対策事業債であります。

次に、予算書の8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入からご説明いたします。

15款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金の補正額は1,000万円の増で、森林整備地域活動支援交付事業費に係るものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は200万円の増で、前年度繰越金であります。

21款町債、1項6目総務債の補正額は500万円の増で、デマンド交通事業の運行経費に係るもので、過疎対策事業債であります。

9 ページ、歳出に入ります。

2 款総務費、1 項 7 目デマンド交通事業費の補正額は700万円の増で、運行方針が固まったことにより関係経費を計上するもので、工事請負費を減額し、電話受け付けシステム備品購入費と運行費補助金等に組み替えるものであります。

5 款農林水産業費、2 項 2 目林業振興費の補正額は1,000万円の増で、森林整備地域活動支援交付事業費は大那地地区、山林境界の明確化事業に係るもので、事業主体は那須南森林組合であります。

以上、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第 7 号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第12、発委第 1 号 議員の派遣についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

9 番、福島泰夫君。

〔議会運営委員長 福島泰夫君登壇〕

議会運営委員長（福島泰夫君） ただいま提案になりました発委第1号 議員の派遣について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、毎年、栃木県町村議会議長会主催による町村議会議員研修会に、本年度においても全議員が出席するため、議員の派遣について提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださいますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

議長（川上要一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 議員の派遣については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（川上要一君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

これにて会議を閉じます。

平成22年第4回那珂川町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時40分